

第2章 学校教育

第1節	令和5年度学校教育の指導方針	20
1	幼稚園 編	20
	(1) 確かな学力をはぐくむ	
	(2) 豊かな心をはぐくむ	
	(3) 健やかな体をはぐくむ	
	(4) 信頼される開かれた園をつくる	
2	小・中学校、義務教育学校 編	24
	(1) 確かな学力をはぐくむ	
	(2) 豊かな心をはぐくむ	
	(3) 健やかな体をはぐくむ	
	(4) 信頼される開かれた学校をつくる	
3	特別支援学校 編	30
	(1) 確かな学力をはぐくむ	
	(2) 豊かな心をはぐくむ	
	(3) 健やかな体をはぐくむ	
	(4) 信頼される開かれた学校をつくる	
第2節	コミュニティ・スクール	34

第2章 学校教育

第1節 令和5年度学校教育の指導方針

この「学校教育の指導方針」は、「幼稚園教育要領（平成29年告示）」「小学校学習指導要領（平成29年告示）」「中学校学習指導要領（平成29年告示）」「特別支援学校学習指導要領（平成29年告示）」「学校評価ガイドライン（平成28年改訂）」、千葉県教育委員会の「第3期千葉県教育振興基本計画」及び市川市教育委員会の「第3期市川市教育振興基本計画」に基づき、本市における学校教育の現状と課題を踏まえて作成したものである。

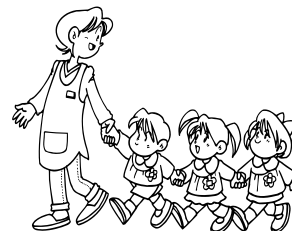
市川市の教育理念である「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」の主旨と以下に示す「指導方針」の内容を十分に踏まえた上で、創意と活力にあふれた教育活動を推進してもらいたい。そして、現在の激しく変わる社会の中で子どもたちが自ら課題を解決し、人生を切り拓くことが出来るよう、「生きる力」をしっかりと身に付けさせてほしい。

1 幼稚園 編

(1) 確かな学力をはぐくむ

○ 基礎基本の確実な習得と活用する力の育成を図る

- ・ 幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を踏まえ、園や地域の特色、幼児の生活習慣等の実態を把握し、心身の発達の特性に応じた具体的なねらいと内容を明確にした指導計画を作成し、保育の充実を図る。
- ・ 身近な環境に自ら主体的に関わり、発見を楽しんだり考えたりする充実感、満足感を味わえるように、環境構成の工夫改善を図り、適切な指導と多様な援助を行う。
- ・ 遊びを通じた総合的な指導を中心として、身近な事象に対する興味や関心を引き出し生活の中で感じたことや考えたことを表現する活動を充実させることにより、豊かな感性や思考力、判断力、表現力等の基礎を培う。
- ・ 自分の思いを言葉で伝えるとともに、相手の話を理解しようとする態度を育て、伝え合いができるように言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
- ・ さまざまな活動を通して試行錯誤しながら、あきらめずにやり遂げることの達成感や見通しをもって、自分の力でやることの充実感を味わえるようにし、幼児の自立心を育てる。読み聞かせやお話会を実施したりするなど、読書活動を推進する。
- ・ 幼児の道徳性の育成に資する体験活動を推進したり、教材「チーバくん、ふるさと・ことばかるた」の活用を図ったりすることで、豊かな感性を育むとともに、基本的な生活習慣の基礎を培う。



○ 教職員の資質能力の向上を図る

- ・ 幼児一人一人に適切な評価を行い、一人一人のよさや可能性を把握し、指導方法の工夫改善に努め、個に応じた指導の一層の充実及び指導と評価の一体化を図る。
- ・ 園の教育ビジョンを明確にし、組織マネジメントの手法を生かしながら、全教職員が自己研鑽に努める環境をつくる。
- ・ 保育実践研究を積極的に行うとともに、保育園や小学校等の研究会に参加し、指導力の向上を図る。
- ・ 幼児の発達や子育てに関する相談に応じるなど、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たせるよう、教職員の指導力の向上を図る。
- ・ 幼児教育相談員等を活用し、一人一人の教育的ニーズに応じた保育の充実を図るとともに、園全体で取り組む特別支援教育の体制の整備を推進する。
- ・ 幼児理解を深め、様々な特徴をもつ子どもにも対応していけるよう、ユニバーサルデザインを活用した表示や工夫を取り入れる。

(2) 豊かな心をはぐくむ

○ 人との関わりを重視した教育活動を進める

- ・ 園の教育活動全体を通して、挨拶の意味を理解させ、いつでも進んで挨拶する子どもを育成する。
- ・ 特別支援に所属する子どもと通常級の子どもと一緒に生活や活動を進めていくことで互いの良さに気付いたり存在を認めたりしながらのインクルーシブ教育の推進を図る。
- ・ 発達段階に応じた交流体験、自然体験等を推進する。
- ・ 異年齢集団による遊びや学び合いを進めたり、保育園や小学校との交流を計画的に進めたりする中で、人と関わる力を育成する。
- ・ 小学校への円滑な接続ができるよう、幼児と児童との交流の機会を設定し、小学校生活に期待をもたせる。



○ 道徳心を培う取組を進める

- ・ 全教師が協力して道徳教育を推進し、集団での生活を通して規範意識の芽生えを培う。
- ・ 飼育活動や栽培活動を通じて、命を大切にする教育活動を推進する。

○ 幼児期からの読書教育を進める



- ・ リズムや響きなど言葉の美しさを体感できる読み聞かせを実施し、美しい日本語が使える子どもを育成する。
- ・ 発達段階に応じた読み聞かせやお話会等を通して、絵本や物語への興味を持たせる。
- ・ 幼児が本に親しめるよう、環境づくりを工夫するとともに、地域と連携し、読書教育の充実を図る。

- ・幼・小・中の連携した読み聞かせ等の読書活動を推進する。

○ 教育相談活動の充実を図る

- ・園内教育相談体制の充実を図り、保護者との連携により心身の健やかな発達を促す。
- ・必要に応じて家庭や地域社会、関係機関及び関係する学校等と連携して対応を行う。

(3) 健やかな体をはぐくむ

○ 包括的な健康教育を推進する（ヘルシースクール）

- ・園庭での遊びの時間を確保し、全身を使ったり、身近な物や遊具を使ったりするさまざまな遊びを体験することによって、体を動かす楽しさを味わえるようにする。
- ・身の回りを清潔にし、衣服の着脱、排泄などの生活に必要な習慣が身に付くようにするとともに、自立心を育てる。
- ・家庭との連携を図り、幼児が栄養のバランスのとれた食事や早寝、早起きなどの望ましい生活のリズムを身に付けられるよう適切な援助をする。
- ・食への興味や関心を持ち、食べることを楽しみながら、進んで食べようとする気持ちを育てる。
- ・家庭との連携により、望ましい食習慣の形成を図る。
- ・ハンカチ、ティッシュを正しく使うことや、手洗い、うがいの習慣が身に付くようにすることで、自分の健康に関心を持ち、清潔を保つことの大切さを理解させ、病気の予防などができるようにする。



○ 安全な生活を実践する能力と態度を育成する

- ・遊びを通して、危険な場所や物事などを理解させ、状況に応じて安全な行動が取れるようにする。

(4) 信頼される開かれた園をつくる

○ 園評価による園運営の改善を図る

- ・評価の精度を高める工夫や、年2回の自己評価の実施による形成的な園評価によって、継続的で主体的な園運営の改善に努める。
- ・教職員による自己評価を、重点化した目標設定により、精選して行う。
- ・「保護者アンケート」を積極的に実施する。
- ・自己評価の結果の公表、園参観の実施やホームページの更新を含めた積極的な情報提供を行う。
- ・園長は、園関係者評価を次年度の園経営に生かすとともに、教職員への周知を図り、次年度の教職員の実践の改善に役立てる。

第2章 学校教育

- ・園評価の結果を保護者・地域に広く公表することで、説明責任を果たすとともに、園の取組についての理解・協力を求め、家庭・園・地域の連携協力の推進を図り、園を活性化させる。
- ・園評価により「いちかわ学校三ヵ年計画」の検証を図り、各園におけるカリキュラム・マネジメントの確立を図る。
- ・「幼稚園における学校評価ガイドライン」に沿って学校関係者評価を重点にした適切な園評価を実施し、PDCAサイクルに基づき、改善を図るとともに家庭や地域等への情報提供に努める。

○ 家庭との連携を図る

- ・いじめの早期発見と適切な対応を促進するために、家庭・園・地域の連携を推進する。
- ・家庭や地域等に対して、ホームページや園だより等を活用して積極的に園の状況を情報提供したり「幼稚園公開日（週間）」を設定したりして、地域に幼稚園を開いていくよう努める。
- ・園施設の開放や子育て相談の実施、「学校から発信する家庭教育プログラム」の活用等により、地域における幼児教育のセンターとしての役割を果たす。

○ 子どもたちの安全・安心を守る

- ・学校安全計画やセーフティスクールプランを作成し、園独自の危機管理マニュアルを見直すことにより、家庭・地域・市関係部局と連携し、安全・安心な園づくりを推進する。
- ・非常災害時における保護者との連絡方法を確立するとともに、小・中学校、地域や家庭と連携した避難訓練や防災訓練を実施する。

○ 小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図る

- ・幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を踏まえ、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼小が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保し、子どもに対して体系的な教育が行われるよう適切な教育課程「アプローチカリキュラム」の編成を工夫する。

2 小・中学校、義務教育学校 編

(1) 確かな学力をはぐくむ

○ 基礎基本の確実な習得と活用する力の育成を図る

- ・全国学力・学習状況調査を活用するなど、児童生徒の学力や学習状況及び生活行動の現状を把握・分析し、実態に基づいた指導計画を立案するとともに、指導内容、指導方法の工夫改善を行う。
- ・単元や題材など内容のまとまりを見通しながら、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。
- ・自ら学び思考し表現する力の育成を目指し、基礎的・基本的な知識・技能を習得する学習、問題解決的な学習、学んだことを活用する学習、探究的な学習の充実を図る。
- ・言語活動や体験活動を意図的、計画的に授業に取り入れる。
- ・ねらいに応じて習熟度別指導、課題別指導、ティームティーチングの活用を図るとともに、教科の特性を生かした少人数指導の充実を図る。
- ・放課後や長期休業中における学習機会「校内塾・まなびくらぶ」を運営することにより、児童生徒に基礎的・基本的な学習や発展的な学習に取り組む場を与え、学習意欲の向上を図る。
- ・学校や地域の実態に応じ、専門性の高い外部人材の活用や、個別学習・グループ学習に対応するための学習ボランティアの活用などの取組を推進するとともに、地域の学習環境（自然・文化や伝統・社会教育施設等）の活用を図る。
- ・学校図書館の学習センター機能の充実を図り、学校図書館の活用を各教科の年間指導計画の中に位置づけるとともに、教科の特質に応じて、情報の収集→整理・分析→まとめ・表現の過程を取り入れた授業を展開する。



- ・言語活動の充実を実現するため、国語科においては、課題に対して思考し、場・相手に応じてわかりやすく伝え合い、自分の考えを深めたり広げたりできる交流の場を設定する。各教科等においては、国語科で培った言語能力を基本とし、記録、要約、説明、論述、話し合いなどの学習活動を推進する。
- ・学習用端末や大型提示装置などの効果的な活用が図れるように、ICTを系統的・計画的に活用するためのカリキュラムを作成し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を図ることで、児童生徒の学力向上及び情報活用能力や情報モラルの育成を目指す。
- ・小学校高学年において教科担任制（交換授業）を推進していくことで、授業の質の向上や学校全体で多面的に生徒指導を行うことで、児童の学習意欲や学力の向上を図る。
- ・「家庭学習の手引き」などを作成し、家庭学習が習慣化されるよう家庭へ啓発し、学習内容の基礎基本の定着を図る。
- ・小学校の外国語教育においては、カリキュラムの工夫や研修の充実を図る。

- ・小学校においては、「学びの突破口ガイド」や「ちばっ子チャレンジ100」、中学校においては、「ちばのやる気学習ガイド」等を活用し、補充・発展的な学習を取り入れるなど、学習活動を工夫する。
- ・特別活動を要とした全教育活動の中で、キャリア教育を意図的・継続的に推進し、キャリア発達を踏まえた目標を設定して、教育課程に適切に位置づける。
- ・「職場体験」等の体験活動や外部人材の活用等を通して、地域社会と連携・協働するとともに、「キャリア・パスポート」を活用し、中学校ブロックでの系統的なキャリア教育を推進する。



- ・支援を必要とする児童生徒、及び特別支援学級、通級指導教室等の児童生徒については、「市川スマイルプラン」及び「個別の指導計画」を作成し、具体的な目標と手立てを明確にして学習の充実を図るとともに評価改善に取り組む。
- ・「市川スマイルプラン」を活用して、関係機関と連携しライフステージに応じた支援が引き継がれるようにする。
- ・特別支援学級においては、実生活に即した言語活動・体験活動の充実を図り、日頃の学習の成果を活用できるように計画する。
- ・特別支援学級、通級指導教室等において、ICT機器を活用し個に応じた効果的な指導の充実を図る。
- ・適切な合理的配慮の提供について、保護者と十分な合意形成が図れるようにする。

○ 教職員の資質能力の向上を図る

- ・生徒指導の3つの機能「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」「共感的人間関係を育成する」を重視した「わかる授業」の定着に向け、学校全体で研修等に取り組む。
- ・目標を明確にし、指導と評価の一体化を図った授業づくりや個に応じた指導の充実を図るなど、指導方法の工夫改善を図る。
- ・教職員自身による研修計画作成にあたって、管理職は組織マネジメントの手法を生かしながら、指導・支援を行う。
- ・研究授業を積極的に行い、全教職員が自己研鑽に努める体制をつくる。
- ・近隣校との相互参観や交流授業等を積極的に実施するとともに、ブロックの教職員が参加する研究授業を展開し、協議会で力量を高め合うなど、中学校ブロックの連携を視野に入れた自主公開、研究授業を実施する。また、塩浜学園、東国分爽風学園、信篤三つ葉学園での成果を各小中学校間の連携に生かしていく。
- ・児童生徒の理解を深め、ユニバーサルデザインの視点を生かしたどの子も「わかる授業」づくりについての研修等に取り組む。

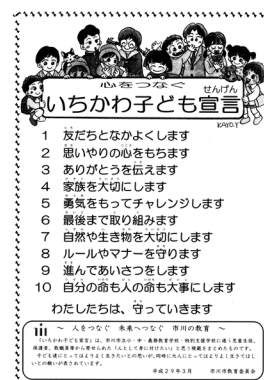
(2) 豊かな心をはぐくむ

○ 人との関わりを重視した教育活動を進める

- ・日常的な関わりの中で、自己や他者を尊重する態度や言葉づかいを身に付け、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう人権教育をすすめる。
- ・さまざまな活動の中で、人と関わることの大切さを気付かせ、進んで挨拶する子どもを育成する。
- ・交流・宿泊・ボランティア活動等、発達段階に応じた体験活動の充実を図る。
- ・「豊かな人間関係づくり実践プログラム」や「グループエンカウンター」などを活用して、人間関係づくりに必要な基本的な力を育む。
- ・「学校いじめ防止基本方針」について、毎年点検、見直しを行う。
- ・異年齢集団での活動や地域の人たちとの交流を通して、人と関わる力を育成するとともに、思いやりや感謝の気持ちを育て、自分の成長を自覚できるようにする。
- ・児童生徒の多様なニーズに対応したインクルーシブ教育の推進に向け、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、共に活動する中でお互いを思いやる心をはぐくめるよう、交流及び共同学習に積極的に取り組む。

○ 道徳性を養う取組を進める

- ・教育活動全体を通じて行われる道徳教育の要として、位置付けられた「特別の教科 道徳」を、教科書教材や映像教材、「道徳教育の手引き」等を活用し、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養えるよう、学習指導過程や指導方法の工夫改善を図る。
- ・各学校の方針の下に、道徳教育推進教師が中心となりながら、全教職員が協力し合う指導体制の充実を図る。
- ・児童生徒の発達の段階に応じた規範意識や人権意識等が身に付くよう、地域の教育力を生かした道徳教育を積極的に実施・公開する。
- ・市内共通の指針「いちかわ子ども宣言」の活用を図る。
- ・動植物を育てる活動や獣医師会等の専門家による講演会の開催等を通して、命を大切にす意識を育む。



○ 未来につながる読書教育を進める

- ・読み聞かせをはじめとする多様な読書活動や、学習活動における図書の活用などの読書教育を推進する。
- ・発達の段階に応じた読書を推進し、そこから得た感動を、読書意欲につなげ、読書習慣を確立する。
- ・物語や伝記の主人公の生き方に触れることで、自らの生き方について考え、将来について夢を抱ける子どもを育成する。

○ 教育相談活動の充実を図る

- ・教育相談活動を充実させ、児童生徒・保護者等の不安や悩みを理解し、解決に向けた支援を行うことで、問題行動や学校への不適応が起きないようにする。
- ・SOSの出し方教育について、児童生徒への定着を図る。
- ・不登校の児童生徒への支援のために、不登校児童生徒支援教室の環境を整え、当該児童生徒と深く関わる教育関係者によるケース会議を定期的に行き、共通理解を図る。
- ・近隣の幼稚園や保育園と情報交換を密にし、小一プロブレムを未然に防ぐよう努める。
- ・中学校ブロックごとに連絡会議を実施し、中一ギャップを未然に防ぐよう努める。
- ・教育相談の方法や具体例について研修し、児童生徒理解を深めるための相談活動を定期的に実施する。
- ・カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ、及び専門機関との連携体制の更なる充実を図り、チーム学校体制で取り組む。

(3) 健やかな体をはぐくむ

○ 包括的な健康教育を推進する（ヘルシースクール）

- ・業間休み時間の活用や運動週間・集会、さらに千葉県教育委員会が実施している「遊・友スポーツランキングちば」等を活用し、積極的に外で遊ぶ機会を設け、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てる。
- ・新体力テストの結果を考察し、改善に向けての具体的な取組を実施する。



- ・学校と家庭が連携を図り、生活習慣チェックカード等を通して、望ましい生活習慣を身に付けられるようにする。また、千葉県教育委員会が実施している「いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプラン」「いきいきちばっ子元気アップ・プラン大作戦」等を活用し健康、体力づくりを推進する。

- ・学校園等での栽培活動や学校給食等の生きた教材を通して、食に関する学習を教育課程に位置付け、実践する。その際、栄養教諭、学校栄養職員等、専門的な立場からも、望ましい食習慣等、食の大切さについての指導を進める。
- ・すこやか検診の結果を通して栄養面等の個別指導を行い、望ましい食習慣の形成を図る。
- ・委員会活動の機能を生かし、手洗いの励行、ハンカチの使用、給食時のエプロン・三角巾の着用の徹底等、環境衛生面の指導を行い、健康的な生活を送るための自主的・実践的態度を育成する。
- ・学校環境衛生基準に基づいて、教室の照明等環境に係る事項について適切な対応をするとともに、学校備品等の安全管理の充実を図る。
- ・「新たな学校生活スタイルガイドライン」を参考に新型コロナウイルス感染防止対策を行い、感染防止教育を推進する。



○ 安全な生活を実践する能力と態度を育成する

- ・身の回りの危険に気付き、自ら安全な行動が取れるようにし、自他共に安全に生活する態度の育成に努める。

(4) 信頼される開かれた学校をつくる

○ 学校評価による学校運営の改善を図る

- ・評価の精度を高める工夫や、年2回の自己評価の実施による形成的な学校評価によって、継続的で主体的な学校運営の改善に努める。
- ・教職員による自己評価を、重点化した目標設定により、精選して行う。
- ・「児童生徒アンケート」や「保護者アンケート」を積極的に実施する。
- ・自己評価の結果の公表、学校参観の実施やホームページの更新を含めた積極的な情報提供を行う。
- ・校長は、学校関係者評価を次年度の学校経営に生かすとともに、教職員への周知を図り次年度の教職員の実践の改善に役立てる。
- ・学校評価の結果を保護者・地域に広く公表することで、説明責任を果たすとともに、学校の取組についての理解・協力を求め、学校・家庭・地域の連携協力の推進を図り、学校を活性化させる。
- ・学校評価により「いちかわ学校三カ年計画」の検証を図り、各校におけるカリキュラム・マネジメントの確立を図る。



○ 家庭との連携を図る

- ・家庭学習計画表の作成、「家庭学習のすすめ」リーフレットの配付など、具体的な手立てをとるとともに、保護者へ理解・協力を求め、家庭学習の習慣化を図る。
- ・規則正しい生活リズムの定着や、挨拶、正しい言葉遣い等の習慣化、情報モラルの理解など、児童生徒の望ましい生活習慣・規範意識の向上を図るため、家庭と連携して取り組む。
- ・いじめの早期発見と適切な対応を推進するために、学校・家庭・地域の連携を推進する。

○ 児童生徒の安全・安心を守る

- ・学校安全計画やセーフティスクールプランを作成し、学校独自の危機管理マニュアルや安全マップを見直すことにより、学校と家庭・地域とが一体となって安全・安心な学校づくりを推進する。
- ・通学路の安全チェックを行い、家庭や地域・関係機関等と連携して、児童生徒が安心して登下校ができるようにする。
- ・地震や津波等も含めた災害発生時を想定し、家庭への確実な連絡方法を確立しておくとともに、家庭や地域・関係機関等と連携した避難訓練や防災訓練等を実施する。

第2章 学校教育

- ・PTAや地域ボランティアによる青色防犯パトロール隊を編制し、活動を推進するとともに、中学校ブロックによるパトロール活動の充実を図る。

○ 学校と地域の連携を進める

- ・環境整備、環境美化及び施設の開放等に努め、「地域とともにある学校」として、地域から愛される学校づくりを行う。
- ・学校運営協議会の充実を図る。
- ・地域学校協働本部や学習支援クラブ等を活用し、地域の教育力を積極的に取り入れる。

○ 幼児期の学びや体験を生かした教育活動の工夫を図る

- ・子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼保小が円滑に接続し、子どもに対して体系的な教育が行われるよう適切な教育課程「スタートカリキュラム」の編成を工夫する。

3 特別支援学校 編

(1) 確かな学力をはぐくむ

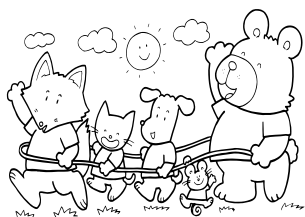
○ 基礎基本の確実な習得と活用する力の育成を図る

- ・障がいの状態や特性及び発達の段階、生活の様子等の実態を把握し、一人一人の教育的ニーズに応じた個別の指導計画を作成し、個に応じたきめ細かな指導を展開する。
- ・個別の指導計画に基づき、学習の目標を達成するための手立てや教材・教具等を工夫し、指導の一層の充実を図るとともに、その評価・改善に努める。
- ・ねらいに応じて指導の形態（各教科の指導、教科等を合わせた指導）や指導の場（個別指導、グループ指導等）を工夫するなど、多様な教育活動を展開し、その指導の充実を図る。
- ・家庭や地域と連携・協力し、生活に必要な基礎的・基本的な知識や技能の習得を図る。また、地域の人材、自然環境、社会教育施設等を活用し、体験的・問題解決的な学習活動の充実を図り、自ら考え判断し、活用できる力を育成する。
- ・学校生活全体を通し、人と関わる機会を多く設け、積極的に人と関わろうとする意識や気持ちを育てる。
- ・さまざまなコミュニケーション手段の活用を含めた言語活動の充実を図り、個に応じたコミュニケーション能力を育成する。
- ・学校図書館の活用の仕方を工夫し、本に親しむ機会を充実させる。
- ・児童生徒の学力向上及び情報活用能力や情報モラルの育成を図るため、ICT 機器の効果的な活用を図る。
- ・小学部の外国語活動、中高等部の外国語科においてALTを活用する。
- ・「市川スマイルプラン」を作成し、一人一人のライフステージを見据え、保護者・学校・関係機関が連携しながら、小・中・高等部を通じて一貫した支援を行っていく。



○ 教職員の資質能力の向上を図る

- ・特別支援学校の職員として多様な障がいに対応するための専門性と指導力の向上を図る。
- ・市川市全体の特別支援教育を推進する役割を担う教員の育成を目指す。
- ・児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて学習の目標を明確にし、指導と評価の一体化を意識した指導方法の工夫改善を行い、個々の能力の伸長を図る。
- ・教職員自身による研修計画作成にあたって、管理職は組織マネジメントの手法を生かしながら、指導・支援を行う。
- ・校内授業研究や個々の授業研修を積極的に行い、全教職員が自らの授業改善に取り組む。
- ・ユニバーサルデザインの視点を生かした環境づくり・授業づくりを推進する。



(2) 豊かな心をはぐくむ

○ 人との関わりを重視した教育活動を進める

- ・障がいの状態や特性及び発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通じて、豊かな人間関係づくりを行い、コミュニケーション能力の育成を図る。
- ・生徒会を中心とした挨拶運動を実施し、進んで挨拶する子どもを育成する。
- ・校外学習、宿泊学習、その他の体験学習を通じて、色々な人と関わる力や色々な場面に適応する力を育てる。
- ・小・中・高等部の学部間の交流や進路学習、職場体験、産業現場等における実習等の学習を通して、一人一人の自立と社会参加に向けたキャリア教育・職業教育の一層の推進を図る。
- ・地域や近隣の学校との連携を図りながら、子どもたちが地域の一員として活動できるよう、交流及び共同学習を進める。
- ・道徳教育の推進と授業の工夫改善を図る。

○ 生きる力の基礎をはぐくむ教育を進める

- ・学習活動全体を通し生活に結びついた体験を積み重ね、人と関わる力を培い、進んで社会に参加しようとする力を育成する。

○ 道徳心を培う取組を進める

- ・日常的な関わりの中で、自己や他者を尊重する態度や言葉づかいを身に付け、人権意識を育む。
- ・障がいの状態や特性及び発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通じて、学校生活でのルール、公共交通機関や施設の利用時のマナーなどの規範意識を育む。
- ・動植物を育てる活動や友達と協力して行う活動などを通し、命を大切にする意識や相手を思いやる気持ちを育む。

○ 読書教育を進める

- ・読書活動や読み聞かせなどの学習を通し、お話の楽しさ、言葉の面白さを感じ、自ら伝え表現しようとする子どもを育成する。
- ・自由に本に親しめる環境づくりを進める。

○ 教育相談活動の充実を図る

- ・児童生徒の抱える課題に早期に対応できるよう、児童生徒の様子を丁寧に観察し、その変化に気付けるようにする。
- ・保護者が感じている課題や不安に対し、いつでも相談を受けられる体制を作り、必要に応じて関係機関との連携を図って対応する。



(3) 健やかな体をはぐくむ

○ 包括的な健康教育を推進する（ヘルシースクール）

- ・障がいの状態や特性及び発達の段階に応じ、体を動かすことの楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに体力の向上を図る。
- ・家庭と協力して基本的な生活リズムを整え、望ましい生活習慣を確立する。
- ・発達の段階に応じ、家庭と協力しながら、望ましい食習慣（「よくかんで味わって食べる」「三食規則正しく食べる」「好き嫌いをなくして食べる」「マナーを守り人と楽しく食べる」等）の形成を図る。
- ・発達の段階に応じ、健康についての教育（手洗い・うがい等を通して体を清潔にすること、病気やけがの予防や手当てについて考えることなど）を学校全体で計画的に推進する。
- ・食事・運動・生活習慣を見直し、卒業後の健康的な生活のために個別の相談・指導に取り組む。
- ・委員会活動の機能を生かし、手洗いの励行、ハンカチの使用、給食時のエプロン・三角巾の着用の徹底等、環境衛生面の指導を行い、健康的な生活を送るための自主的・実践的態度を育成する。
- ・学校環境衛生基準に基づいて、教室の照明等環境に係る事項について 適切な対応をするとともに、学校備品等の安全管理の充実を図る。
- ・「新たな学校生活スタイルガイドライン」を参考に新型コロナウイルス感染防止対策を行い、感染防止教育を推進する。



○ 安全な生活を実践する能力と態度を育成する

- ・安全な生活や行動をとることができるように、個に応じた、危険を予測し、回避する能力の育成に努める。

(4) 信頼される開かれた学校をつくる

○ 学校評価による学校運営の改善を図る

- ・評価の精度を高める工夫や、年2回の自己評価の実施による形成的な学校評価によって 継続的で主体的な学校運営の改善に努める。
- ・教職員による自己評価を、重点化した目標設定により、精選して行う。
- ・「保護者アンケート」等を積極的に実施する。
- ・自己評価の結果の公表、学校参観の実施やホームページの更新を含めた積極的な情報提供を行う。
- ・校長は、学校関係者評価を次年度の学校経営に生かすとともに、教職員への周知を図り次年度の教職員の実践の改善に役立てる。



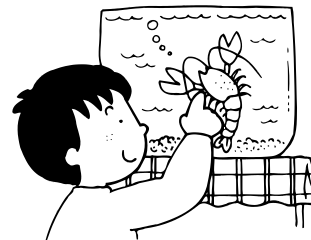
- ・学校評価の結果を保護者・地域に広く公表することで、説明責任を果たすとともに、学校の取組についての理解・協力を求め、家庭・学校・地域の連携協力の推進を図り、学校を活性化させる。
- ・学校評価により「いちかわ学校三ヵ年計画」の検証を図り、カリキュラム・マネジメントの確立を図る。

○ 家庭との連携を図る

- ・学校での学習の内容・成果等を報告し、理解と協力を得ながら、家庭での学習の習慣化を目指す。
- ・規則正しい生活リズムの定着や、挨拶、正しい言葉遣い等の習慣化、情報モラルの理解など、児童生徒の望ましい生活習慣・規範意識の向上を図るため、家庭と連携して取り組む。
- ・いじめの早期発見と適切な対応を推進するために、家庭・学校・地域の連携を推進する。

○ 子どもたちの安全・安心を守る

- ・学校安全計画やセーフティスクールプランを作成し、学校独自の危機管理マニュアルを見直すことにより、学校と家庭・地域が一体となって安全・安心な学校づくりを推進する。
- ・通学路の安全チェックを行うとともに、随時登下校指導を行い、家庭や地域・関係機関等と連携して、子どもたちが安心して登下校ができるようにする。
- ・家庭・地域の協力を得て、スクールバスの安全な運行を行う。
- ・地震や津波等も含めた災害発生時を想定し、家庭への確実な連絡方法を確立しておくとともに、家庭や地域・関係機関等と連携した避難訓練や防災訓練等を実施する。



○ 学校と地域の連携を進める

- ・環境整備、環境美化及び施設の開放等に努め、地域住民みんなの学校として、地域から愛される学校づくりを行う。
- ・地域学校協働本部や学習支援クラブ等を活用し、地域の教育力を積極的に取り入れる。

○ 特別支援学校のセンター的機能の充実を図る

- ・地域の小・中・義務教育学校、高等学校、幼稚園、保育園等の求めに応じ、教職員への指導・助言を行う。
- ・地域の特別支援教育に係る研修会への協力、情報提供など、理解・啓発を図る活動を推進する。
- ・他の特別支援学校や地域の相談支援機関等、他機関との連携を図り、必要な支援を進める。
- ・理学療法士を含めた、より専門的な視点での指導・助言を行う。
- ・関係機関と連携した早期からの教育相談の充実を図る。

第2節 コミュニティ・スクール

1 ねらい

＜平成 27 年中央教育審議会答申より＞

① 地域とともにある学校への転換

これからの公立学校は、「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく。

② 子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

地域の一部の人々だけが参画し協力するのではなく、地域全体で子どもたちの学びを展開していく環境を整えていく。また、子どもを軸に据え、さまざまな関係機関や団体等がネットワーク化を図り、子どもたちを支える一体的・総合的な教育体制を構築する。

③ 学校を核とした地域づくりの推進

一方的に、地域が学校・子どもたちを応援・支援するという関係ではなく、子どもたちも地域で学ぶ、あるいは、地域課題の解決に向けて学校・子どもたちが積極的に貢献するなど、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、学校と地域の双方向の関係づくりを推進する。

学校と地域の連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築



- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入
- 地域学校協働本部の整備

2 市川市の方針

- 学校運営協議会をすべての市立幼稚園・小中学校・義務教育学校・特別支援学校に設置。
- 地域学校協働本部を中学校ブロック及び義務教育学校区単位で整備。

- ①園長・校長のリーダーシップのもと、目指すべきビジョン（目標）の達成に向かって家庭・地域が応援団となり、力を発揮する。
- ②地域の力を生かした学校運営を行い、子どもたちの成長を多くの大人が支えていく。

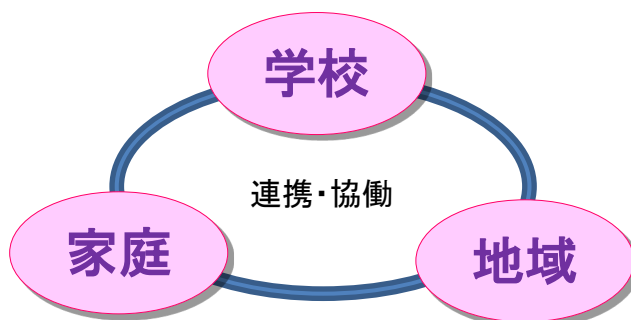


“未来の子どもたち”を育むためのしくみ

「生まれ育った土地に愛着を持ち、このまちに住み続けたい」と思える子どもたちを育む。

“地域とともにある学校”を目指すためのしくみ

学校と地域住民・保護者が心を合わせて子どもたちを育む。



3 市川市の学校運営協議会のしくみ

「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」より

①委員

地域住民、保護者、対象学校の運営に資する活動を行う者、学識経験者、園長・校長、教職員、その他教育委員会が適当と認める者から15人以内で構成（2以上の学校について一の協議会を置く場合、教育委員会が別に定める人数により組織可）。

②役割

(1)校長の作成する学校運営の基本方針を承認する

園長・校長が学校運営協議会委員へ経営方針を説明し、承認を得る。

(2)学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べる

「挨拶の指導に力を入れてほしい」「校舎のバリアフリー化を進めてほしい」等、学校行事や授業改善、生徒指導、教育環境等について意見を述べる。また、家庭・学校・地域連携の視点から情報や意見の交換、さらに少年の健全育成を図るための意見交換を行う。

(3)教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べる

「地域連携の核となる社会教育主事資格者の教員の配置」「情報機器活用スキルを持った教員の配置」「小学校に中・高の英語の免許を所有する教員の配置」等、学校の課題解決や教育の充実のために校内体制の整備充実を図る観点での意見を述べるができる。

(4)学校関係者評価を行う

学校運営協議会において、学校評価の結果を踏まえた評価を行い、その結果を公表する。

4 市川市が目指す地域学校協働本部

学校と地域が連携・協働して、学校内外で行われる地域学校協働活動を推進するため、学校と地域のパイプ役として市川市教育委員会が地域学校協働活動推進員を委嘱する。地域学校協働活動推進員を中心に、地域の様々な団体や企業、NPO、個人等による緩やかなネットワーク体制を構築し、「地域にある学校応援団」として中学校ブロック及び義務教育学区を単位として地域学校協働本部を設置する。

学校運営協議会と一体的に協働本部が機能することで、より地域と学校が連携・協働し、学校を核として地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくことが可能になる。